



金沢市公報

第 2 6 1 7 号

平成21年(2009年)3月23日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告 示	
地縁による団体の認可について (市民参画課)	1
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	2
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の名称の変更について (")	2
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の廃止について (")	2
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について (")	2
地方自治法の規定に基づく規約及び事務の委託の廃止について (こども福祉課)	3
市道の区域の変更について (道路管理課)	3

道路の供用の開始について (")	3
建築基準法第52条第2項第2号に規定する区域の指定について (建築指導課)	4
建築基準法第56条第1項第2号イに規定する区域の指定について (")	4
建築基準法別表第3の備考第3号に規定する区域の指定について (")	4
公 告	
一般廃棄物処理計画のうち平成21年度の実施計画について (リサイクル推進課)	4
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	9
土地区画整理組合の理事の就任について (市街地再生課)	9

告 示

●金沢市告示第41号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月23日

金沢市長 山 出 保

1 名称

湖陽町会

2 規約に定める目的

本会は、その区域の住民の親睦と豊かな町作り、及び町民会館の維持管理を図るため、自主的な活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	地 番
湖陽1丁目	1番～159番
湖陽2丁目	1番～146番
北森本町	又44番1

4 主たる事務所

金沢市湖陽2丁目71番地

5 代表者の氏名及び住所

小谷 達郎

金沢市湖陽1丁目116番地

- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
 - (1) 地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定による解散
 - (2) 総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成21年3月23日

●金沢市告示第42号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月23日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社 安田薬局	金沢市尾山町3番23号	平成21年2月1日
芝クリニック 太陽丘	金沢市太陽が丘3丁目1番地15	平成21年2月5日
たがわ眼科クリニック	金沢市田上町17街区10	平成21年2月20日

●金沢市告示第43号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月23日

金沢市長 山 出 保

変 更 前		変 更 後		変更年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
金沢南薬局	金沢市三馬2丁目245番地	さくら薬局 金沢三馬店	金沢市三馬2丁目245番地	平成21年2月1日

●金沢市告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月23日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社 安田薬局	金沢市尾山町3番23号	平成21年1月31日
デンタルビューティークリニック ケアプラス	金沢市香林坊2丁目1番1号	平成21年2月4日

●金沢市告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年3月23日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地	
黒田 他津子	らいふマッサージ治療院 金沢店	金沢市昭和町8番7号 フロームビル4F	平成21年2月6日

●金沢市告示第46号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、次のとおり規約及び事務の委託を廃止するので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示します。

平成21年3月23日

金沢市長 山 出 保

- 1 廃止する規約
石川県と金沢市との間の児童の一時保護施設における一時保護に関する事務の委託に関する規約
- 2 廃止する事務
当該規約に基づく委託事務
- 3 廃止の期日
平成21年4月1日

●金沢市告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年3月23日から同年4月6日まで一般の縦覧に供します。

平成21年3月23日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
二級幹線	2 級 幹 線 310 号 戸 室 新 保 ・ 清 水 線	清水町（元南原）へ 4 番 13先から	旧	7.5 ~ 11.0	180
		清水町（元南原）へ 4 番 8先まで	新	8.0 ~ 69.0	140
一般市道	川 北 13 号 木 越 3 丁 目 線 9 号	木 越 町 ホ 65 番 1先から	旧	4.9 ~ 5.3	82
		木 越 町 ホ 69 番 3先まで	新	6.0	82
一般市道	小 坂 9 号 田 中 町 線	千 田 町 口 19 番 1先から	旧	4.6 ~ 5.0	262
		千 田 町 口 6 番 3先まで	新	5.7	262

●金沢市告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年3月23日から同年4月6日まで一般の縦覧に供します。

平成21年3月23日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
2 級 幹 線 310号 戸 室 新 保 ・ 清 水 線	清 水 町 (元南原) へ 4 番 13先から 清 水 町 (元南原) へ 4 番 8 先まで	平成21年3月23日
川 北 13号 木 越 3 丁 目 線 9号	木 越 町 ホ 65番 1 先から 木 越 町 ホ 69番 3 先まで	〃
小 坂 9号 田 中 町 線	千 田 町 口 19番 1 先から 千 田 町 口 6 番 3 先まで	〃
小 坂 46号 高 柳 町 線 28号	高 柳 町 七字 74番 1 先から 高 柳 町 七字 68番 1 先まで	〃

●金沢市告示第49号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第52条第2項第2号に規定する区域を指定し、平成21年4月1日から適用することとしたので、次のとおり告示し、当該区域の指定に係る関係図書を金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において公衆の縦覧に供します。

平成21年3月23日

金沢市長 山 出 保

指定した土地の区域
金沢市石引2丁目、泉が丘1丁目、扇町、大樋町、春日町、菊川1丁目、菊川2丁目、小立野3丁目、材木町、幸町、天神町2丁目、鳴和町、野町1丁目、野町3丁目、山の上町、弥生1丁目及び横山町の各一部

●金沢市告示第50号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第56条第1項第2号イに規定する区域を指定し、平成21年4月1日から適用することとしたので、次のとおり告示し、当該区域の指定に係る関係図書を金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において公衆の縦覧に供します。

平成21年3月23日

金沢市長 山 出 保

指定した土地の区域
金沢市石引2丁目、泉が丘1丁目、扇町、大樋町、春日町、菊川1丁目、菊川2丁目、小立野3丁目、材木町、幸町、天神町2丁目、鳴和町、野町1丁目、野町3丁目、山の上町、弥生1丁目及び横山町の各一部

●金沢市告示第51号

建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第3の備考第3号に規定する区域を指定し、平成21年4月1日から適用することとしたので、次のとおり告示し、当該区域の指定に係る関係図書を金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において公衆の縦覧に供します。

平成21年3月23日

金沢市長 山 出 保

指定した土地の区域
金沢市石引2丁目、泉が丘1丁目、扇町、大樋町、春日町、菊川1丁目、菊川2丁目、小立野3丁目、材木町、幸町、天神町2丁目、鳴和町、野町1丁目、野町3丁目、山の上町、弥生1丁目及び横山町の各一部

公 告

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(平成5年規則第2号)第7条の規定により、一般廃棄物処理計画のうち平成21年度の実施計画を次のとおり公表します。

平成21年3月23日

金沢市長 山 出 保

1 実施期間
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

2 処理区域
金沢市全域

3 収集処理
(1) し尿を除く一般廃棄物
発生量(見込)

区 分	発 生 量	合 計	
市 の 関 与 量	燃 や す ご み	141,828トン/年	177,975トン/年
	不 燃 ・ 粗 大 ご み	14,764トン/年	
	資 源 回 収 ご み	12,137トン/年	
	水 銀 含 有 ご み	146トン/年	
	集 団 回 収 ご み	9,100トン/年	

収集・運搬及び処理方法

ア 廃棄物を排出する者の区分による処理方法

(ア) 一般家庭から排出される一般廃棄物(以下「家庭系廃棄物」という。)

区 分	収 集 ・ 運 搬	収集回数及び収集方法等	処分方法
燃 や す ご み	直 営 ・ 委 託	週 2 回 ステーション収集	焼却
	自 己 搬 入	平日随時受入れ(事前予約必要)9時~15時	
不 燃 ・ 粗 大 ご み	埋立ごみ	直営・委託 月 1 回 ステーション収集	破碎・資源化・ 焼却・埋立
	粗大ごみ	直営 随 時 有料戸別収集	
	多量ごみ	直営 随 時 有料戸別収集	
	自 己 搬 入	平日随時受入れ 8時30分~16時30分	
資 源 回 収 ご み	あき缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ及びフロン回収製品	直営・委託 月 2 回 ステーション収集	資源化
	あきびん	直営・委託 月 1 回 ステーション収集	
	金属	直営・委託 月 1 回 ステーション収集	
	自 己 搬 入	土日のみ随時受入れ 10時~16時	
水 銀 含 有 ご み	直 営 ・ 委 託	月 2 回 ステーション収集	資源化
	自 己 搬 入	土日のみ随時受入れ 10時~16時	

ごみの収集は、昼間収集とする。ただし、燃やすごみについては、市内中心部の一部の地域で早朝の時間帯に収集する。

粗大ごみ及び多量ごみは、戸別収集受付センターへ申し込みした後、「ごみ処理券」を貼り、所定の場所へ出すものとする。

燃やさないごみの収集日には、埋立ごみ、金属(全体の80パーセント以上が金属でできているもの、大きい缶(一辺の長さが25センチメートル以上のもの))及びライターを収集する。

資源回収ごみの収集日には、あき缶(一辺の長さが25センチメートル未満のアルミ缶・スチール缶)、ペットボトル、容器包装プラスチック、スプレー缶・カセットボンベ及びフロン回収製品(除湿機)並びに水銀含有ごみを収集する。

また、びんの収集日には、あきびんを無色透明、茶色及びその他の色の3分別で収集する。

廃家電製品のうち、エアコン、テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマテレビ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機は収集しない。

また、家庭用使用済パソコン及び二次電池はメーカー等の自主回収による。

市の定める排出禁止物は収集しない。

(イ) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）

区 分	収集・運搬	収集回数及び収集方法等	処分方法
燃 や す ご み	許可業者	随時有料戸別収集	焼却
	自己搬入	随時受入れ	
不燃・粗大ごみ	許可業者	随時有料戸別収集	埋立
	自己搬入	随時受入れ	
資源回収ごみ	許可業者	随時有料戸別収集	資源化

イ 廃棄物を排出する際の原則

(ア) 家庭から排出されるごみは、分別して、決められた日時に、決められた場所に出すこと。

(イ) 事業活動に伴って排出されるごみは、排出者が自己処理し、又は許可業者に依頼して適正に処理すること。

(ウ) 排出に使用のごみ袋は、すべて半透明ごみ袋を使用すること。

一般廃棄物の発生及び排出抑制

ア ごみの発生抑制の推進

- ・「金沢53ダイエット・ネットワーク」による減量活動の推進
- ・家具等のリユース（再使用）の拡大など
- ・子育て応援リユース市（洋服、おもちゃ、絵本）の開催

イ ごみ・環境等に関する意識啓発

- ・3Rフェスタ（仮称）の開催
- ・もったいない金沢検定の実施
- ・循環型社会推進のための子ども啓発事業
- ・大学生との3R推進パートナーシップ事業など

ウ 家庭・地域でのごみ減量化活動への支援

- ・家庭用生ごみ処理機設置助成など

エ 事業所でのごみの減量化への指導・支援

- ・事業所への指導及び大規模事業所における減量化計画書の提出など

オ 不法投棄防止対策

- ・平成21年6月の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に不法投棄撲滅キャンペーンを実施
- ・平成21年11月の「不法投棄防止強化月間」に合同監視パトロールなどを実施

カ 顕彰制度等の推進

- ・いいね金沢環境活動賞
- ・学童を対象にした「3R子どもかべ新聞コンクール」など

資源化の方法

ア 町会等の協力を得て分別排出の徹底を図るとともに、資源ごみ（一部）の収集量に応じて奨励金を校下町会連合会へ交付

イ 集団回収量拡大のため、回収団体（学校、育友会等）の増加を図るとともに、奨励金を交付

ウ 事業活動に伴って排出されるペットボトル及び容器包装プラスチック等を、産業廃棄物として資源化処理を行うよう事業所への指導を徹底

エ 事業所で自己の飲食用として持ち込んだペットボトルなどの資源ごみについて、家庭への持ち帰りを推進
収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする一般廃棄物の量（見込）

区 分		廃棄物の量	
市 関 与 量	家庭系廃棄物	燃 や す ご み	87,068トン/年
		不燃・粗大ごみ	6,963トン/年
		資 源 回 収 ご み	12,129トン/年
		水 銀 含 有 ご み	146トン/年
		計	106,306トン/年
	事業系廃棄物	燃 や す ご み	54,760トン/年
		不燃・粗大ごみ	7,801トン/年
		資 源 回 収 ご み	8 トン/年
		計	62,569トン/年
	合 計		168,875トン/年

施設概要

ア 中間処理施設

(ア) 焼却処理施設

名 称	西部クリーンセンター	東部クリーンセンター
所 在 地	金沢市東力町八284番地	金沢市鳴和台357番地
型 式 ・ 形 式	全連続燃焼式ストーカー炉	全連続燃焼式ストーカー炉
処 理 能 力	350トン/日	250トン/日
炉 数	175トン/日 × 2基	125トン/日 × 2基

(イ) 破碎処理施設

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保八604番地
処 理 内 容	不燃・粗大ごみの破碎・選別
処 理 能 力	66トン/日

(ウ) 資源化施設

(a) 金属缶・ペットボトル

名 称	西部リサイクルプラザ	東部リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市糸田新町1番30号	金沢市鳴和台432番地
処 理 内 容	金属缶の選別・圧縮 ペットボトルの選別・圧縮・梱包	
処 理 能 力	12トン/日	12トン/日

それぞれ、びん、水銀含有製品の保管施設を併設

(b) 容器包装プラスチック

名 称	戸室リサイクルプラザ
所 在 地	金沢市戸室新保八604番地
処 理 内 容	容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包
処 理 能 力	25トン/日

イ 最終処分場

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保り48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	1,466,000立方メートル

(2) し尿

発生量(見込)

区 分	発 生 量	合 計
し 尿	2,235キロリットル/年	14,225キロリットル/年
浄化槽汚泥	11,990キロリットル/年	

収集・運搬及び処理方法

区 分	収 集 ・ 運 搬	処 理 方 法
し 尿	許可業者	好気性消化一次処理方式
浄化槽汚泥		

収集・運搬計画

ア 収集区域

金沢市全域

イ 収集・運搬をする量(見込)

区 分	廃棄物の量	収集回数	収集方法
し 尿	2,235キロリットル/年	定期収集	有料戸別収集
浄化槽汚泥	11,990キロリットル/年		
合 計	14,225キロリットル/年		

施設概要

ア 一次処理

名 称	西部衛生センター
所 在 地	金沢市東力町八3番地1
処 理 方 式	好気性消化一次処理方式
処 理 能 力	195キロリットル/日(生し尿35キロリットル/日、浄化槽汚泥160キロリットル/日)

イ 二次処理

名 称	西部水質管理センター
所 在 地	金沢市東力町八272番地
処 理 方 式	標準活性汚泥法
処 理 能 力	110,000立方メートル/日

ウ 焼却処理

名 称	西部クリーンセンター
所 在 地	金沢市東力町八284番地
型 式 ・ 形 式	全連続燃焼式ストーカー炉
処 理 能 力	350トン/日
炉 数	175トン/日×2基

エ 最終処分

名 称	戸室新保埋立場
所 在 地	金沢市戸室新保り48番地1
埋 立 方 法	サンドイッチ工法
埋 立 容 量	3,946,000立方メートル
埋 立 残 容 量	1,466,000立方メートル

4 その他

(1) 金沢市廃棄物総合対策審議会

廃棄物の総合的な対策の確立に資するため、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量化、適正処理、その他必要がある事項について審議する。

(2) 金沢市廃棄物対策推進員

市民からごみ問題に関する意見を広く求め、廃棄物の減量化、適正処理の推進のため、市民と行政のパイプ役として本市の施策への協力、その他の活動を行う。

(3) 金沢市不法投棄防止対策員

山間部及び海岸部における不法投棄の早期発見、早期対応及び不法投棄未然防止を図るため、定期的な巡回及び監視を行う。

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成21年3月23日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
76	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋 株式会社	愛知県名古屋市中区錦1丁目8番11号 DNI錦ビルディング	平成21年2月26日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の就任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年3月23日

金沢市長 山 出 保

金沢市野田土地区画整理組合

就任した理事

氏 名	住 所	就 任 年 月 日
池村 長義	金沢市野田町ト231番地	平成21年3月2日
上寺 博	金沢市野田町ヘ338番地	平成21年3月2日
奥村 純吉	金沢市野田町レ19番地	平成21年3月2日
奥村 徹	金沢市野田町ト251番地	平成21年3月2日
越村 正之	金沢市野田町チ145番地甲	平成21年3月2日
清水 和夫	金沢市野田町ヘ339番地2	平成21年3月2日
田畑 信夫	金沢市野田町ヘ336番地	平成21年3月2日
野口 栄一郎	金沢市野田町ト254番地	平成21年3月2日
野崎 達徳	金沢市野田町チ151番地	平成21年3月2日
野崎 敏一	金沢市野田町ヘ340番地	平成21年3月2日
野田 宗一郎	金沢市野田町チ184番地	平成21年3月2日
村田 幸一	金沢市野田町ヘ333番地	平成21年3月2日
村田 八洲介	金沢市野田町ト12番甲地	平成21年3月2日

平成21年(2009年)3月23日 印刷
平成21年(2009年)3月23日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄